

書面審議のお願い

10月24日の学会総会議事において下記のとおり日本公衆衛生学会規定の改正が承認されましたので、第28条に従い会員の書面審査を受けることになりました。添付した葉書に賛成もしくは反対に○をつけ、会員番号および氏名を記載し、切手をはって平成19年12月28日（消印有効）までにご回答下さいませようお願い申し上げます。

なお、切手のないものは無効といたします。他事記載がなく、会員番号および氏名を事務局で確認できた葉書を有効といたします。

日本公衆衛生学会理事長 實成文彦
担当理事 遠藤 明

記

1. 日本学術会議「科学者の行動規範」(2006年)等に反する行為が生じた場合の会員に対する措置を定める。(第7条関係)
2. 理事の選出方法を改正する。(第9条関係)
3. 不要になった規定を削除する。(第11条, 第19条関係)
4. 規定の変更に関する手続きを改正する。(第28条関係)

学会規定新旧対照表

改 正 案	現 行
第7条 1～3 略 4 <u>会員としてふさわしくない行為により除名処分を受けたとき。ただし、除名処分に関する規定は別に定める。</u>	第7条 1～3 略
第9条 ③理事は別に定める規定により、評議員の互選により選出するほか、理事長が6名以内を指名する。	第9条 ③理事は別に定める規定により、評議員の互選により選出する。
第11条 会長および副会長の任期は、前回総会終了の翌日から、今回の総会終了の日までとする。	第11条 会長および副会長の任期は、前回総会終了の翌日から、今回の総会終了の日までとする。 <u>ただし、日本医学会総会の時は同医学会総会終了の日をもって総会終了の日とする。</u>
第19条 ②議案の審議は出席会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。	第19条 ②議案の審議は出席会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。 <u>ただし、日本医学会総会の行われる年はその分科会として学会総会を開催することができる。</u>
第28条 本規定の変更は、 <u>理事会、評議員会および総会において出席者の3分の2以上の同意を得て決定される。</u>	第28条 本規定の変更は、 <u>総会の議を経て会員の書面審議により、回答者の3分の2以上の同意を得て決定される。</u>